

ID: 114

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉駐車場の使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条の2第2項		
例 規 番 号	平成7年条例第19号		
【根拠条文】 (駐車場使用料) 第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。ただし、温浴施設の利用者にあっては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあっては最初の30分以内は無料とする。 2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第3条 条例第5条の2第2項の規定による駐車場の使用料の免除は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車する場合に行うものとする。ただし、あしや温泉の施設を利用する場合に限る。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日